

令和 7 年 4 月 1 日
独立行政法人医薬品医療機器総合機構

独立行政法人医薬品医療機器総合機構一般事業主行動計画

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「PMDA」という。）では、次世代育成支援対策促進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条の規定に基づき、一般事業主行動計画を下記の第 1、第 2 のとおり策定するものである。

第 1 一般事業主行動計画の期間を、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

第 2 次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される雇用環境の整備その他の取り組みをいう。）の実施及び女性の職業生活における活躍（自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。）の推進により達成しようとする目標及び内容等を次のとおりとする。

目標 1 配偶者が出産した男性職員やその上司等に対し、育児関係休暇制度や育児休業についての周知を積極的に行い、男性の育児休業取得率を 50%以上とする。
--

<対策>

・出産・育児や介護に関する制度について、引き続き、イントラによる積極的な情報提供に努める。定期的に全職員にメールでも情報提供を行い、配偶者含めて出産予定がある職員への育児関係休暇制度や育児休業についての取得の意向確認を行う。（令和 7 年 4 月～）

目標 2 柔軟な働き方に資するフレックスタイム制やテレワークを適切に活用する等、子育てを行う職員も含め全職員のワークライフバランスを推進する。

<対策>

・妊娠・育児・介護中の職員を含め、全職員にとってより働きやすい環境となるよう、必要に応じてフレックスタイム制やテレワークの運用の見直し等を図る。（令和 7 年 4 月～）

目標 3 業務改善や人員の適正配置に努め、全ての職員において月平均の所定外労働時間を 60 時間未満とする。

<対策>

・時間外勤務の状況を毎月衛生委員会に報告するとともに、縮減に取り組む。（令和 7 年 4 月～）
・業務改善の取組みを進めるとともに、早期退庁のしやすい環境づくりに取り組む。（令和 7 年 4 月～）

目標 4 年次有給休暇の取得日数を 1 人平均 70 %以上とする。

<対策>

・1 年間における職員 1 人当たりの年次有給休暇の平均取得日数の増加に取り組む。（令和 7 年 4 月～）
・業務改善の取組みを進めるとともに、休暇取得のしやすい環境づくりに取り組む。（令和 7 年 4 月～）

目標 5 課長級以上の役職に占める女性労働者の割合を 30 %以上とする。

<対策>

・育児中の者も含め、職員のキャリア志向を勘案した適切な役割設定及び評価を行うことにより、性別にかかわらず公正に管理職への登用を行い、女性の管理職割合を増加させる。（令和 7 年 4 月～）